資料　１

館林市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しの考え方

１　内閣府の考え方について

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】より抜粋

２．見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成28年４月１日時点の支給認定区分ごと（３号認定については、０歳児と１・２歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合（実績値／量の見込み≦90%、110%≦実績値／量の見込みとなる場合）には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

① 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合　又は、

② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合　には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。 なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない（女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や実績値＞量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい）。

６．その他の留意点

（１）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

２　本市の考え方について

上記を踏まえ、平成29年度については、資料２のとおり中間見直しを検討しています。状況等の変化により必要に応じ見直しを検討し、「館林市子ども・子育て会議」にて調査・審議を行います。本年度中に見直しを行い、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施していきます。